

宮古市廃校舎利活用希望者募集要項

1 目的

宮古市では、学校の統廃合により廃校となった校舎等（以下、「廃校舎」という。）について、売却又は貸付によって有効活用を図るため、利活用希望を募集します。

2 廃校舎名及び所在地等

物件No.	廃校舎名	所在地
	土地	建物
1	旧川井西小学校	宮古市川内第4地割8番地
	土地：13,021.00 m ²	校舎：昭和61年築、鉄筋コンクリート造3階建、 延床面積1,897.12 m ² 体育館：昭和61年築、鉄骨造、面積825.00 m ²
2	旧江繫小学校	宮古市江繫第12地割8番地1
	土地：9,980.00 m ²	校舎：昭和53年築、鉄筋コンクリート造2階建 延床面積1,452.10 m ² 体育館：昭和53年築、鉄骨造、面積608.00 m ²
3	旧茂市小学校	宮古市茂市第3地割80番地1
	土地：10,552.00 m ²	校舎：平成元年築、鉄筋コンクリート造2階建 延床面積1,769.96 m ²
4	旧和井内小学校	宮古市和井内第11地割2番地
	土地：15,438.00 m ²	校舎：昭和44年築、鉄筋コンクリート造一部木造 2階建、延床面積1,243.63 m ² 体育館：昭和45年築、鉄骨造一部木造、 面積477.08 m ²
5	旧墓目中学校	宮古市墓目第6地割133番地
	土地：900.00 m ²	体育館：昭和62年築、鉄骨造、面積853.81 m ²

※位置は、別添の各物件概要で確認してください。

3 応募資格

個人又は法人とし、以下の条件に該当しない者。

- (1) 公有財産に関する事務に従事する市の職員。
- (2) 法人等の役員等が暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有している者。
- (3) 成年被後見人、被保佐人等契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者。

- (4) 国税及び地方税等を滞納している者。
- (5) 宗教活動、政治活動に利用する目的の者。

4 募集スケジュール

(1) 申込書の提出

廃校舎の利活用を希望する方は、宮古市廃校舎利活用希望申込書（様式1）（以下「申込書」という。）を提出してください。

(2) 申込書の交付

申込書は土・日・祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間、宮古市総務部契約管財課管財係において交付します。

また、市のホームページからもダウンロードできます。

(3) 申込書の受付

- ① 受付期間 随時 ※土・日・祝日を除く。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時
- ③ 受付場所 宮古市総務部契約管財課管財係（市役所本庁舎3階）

(4) 提出書類

- ① 宮古市廃校舎利活用希望申込書（様式1）

(5) 添付資料

- ① 利活用希望者概要書（様式2）※任意様式可
- ② 予定する利活用の計画書（様式3）※任意様式可
- ③ 申請者の最新1カ年分の納税証明書
※該当するすべての国税及び地方税について未納がないことを証明する書類

国税	法人税、消費税及び地方消費税、所得税
都道府県税	法人都道府県民税、法人事業税、都道府県民税
市区町村税	法人市区町村民税、市区町村民税、固定資産税、国民健康保険税

- ④ 誓約書（様式4）、身分証明書（個人のみ。宮古市に本籍のある方は市役所1階総合窓口にて、1通300円で交付します。）
 - ⑤ その他利活用の説明等に必要な書類がある場合には参考資料（任意）
- (6) 受付方法 申込書に必要事項を記入・押印のうえ、添付資料を添えて持参してください。

(7) 施設見学

募集期間中、見学を希望する日の5日前までに、電話にてご連絡ください。

(8) 応募に関する留意事項

- ① 提出書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担となります。
- ② 提出書類の返却はしませんので、必要に応じて、写しを保管してください。
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ④ 応募後に辞退する場合には、電話連絡のうえ、辞退届（様式5）を提出してください。

5 募集の内容について

今回の募集は、廃校舎の利活用を希望する個人や法人から相談をお受けするものです。その結果、売却の希望又は貸付の希望がある場合には、応募のあった利活用希望内容等を市で検討のうえ、売却又は貸付を進めていきます。

以下、売却又は貸付をする際の条件等について記載します。具体的な進め方は売却又は貸付の具体的な方針が決まった段階で公表します。

なお、一つの物件に売却希望と貸付希望がある場合には、売却希望を優先します。

【売却の場合】

(1) 売却方法 一般競争入札により行います。

(2) 譲渡条件

- ① 公序良俗に反しないこと。
- ② 売却にあたっては、境界確定や価格設定等の準備を整えたうえで売却ができる状態にしてから行います。
- ③ 建物の状態については現状渡しとなります。
- ④ 建物は表題登記されていないため、表題登記が必要な場合は、買受者の負担で行ってください。
- ⑤ 契約締結後に、廃校施設に隠れた瑕疵を発見したとしても、買受者は売買代金の返還若しくは損害賠償の請求を求めることはできません。
- ⑥ 施設の整備及び運営にあたっては、建築基準法や消防法等の法令を遵守するとともに、その他必要な法令、条例等の手続きを行ってください。

(3) 契約の締結等

- ① 買受者決定後、仮契約を締結します。契約保証金については、仮契約の締結後、市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに、売買代金の100分の5以上の額を納付していただきます。
- ② 仮契約締結後、関係機関等の認可及び承認を得て本契約となります。本契約締結後、買受者は市が発行する納入通知書により指定する期日までに売買代金を全額納付しなければなりません。なお、契約保証金は売買代金に充当します。
- ③ 売買代金が完納されたときに所有権が移転し、市が土地の所有権移転登記を行います。
- ④ 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税、契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受者の負担となります。

【貸付の場合】

(1) 貸付料 原則有償とします。

(2) 貸付条件

- ① 公序良俗に反しないもの。
- ② 建物及び周辺環境の適正な維持管理に努めてください。また、適切な設備の定期点検を実施し、必要な届け出を行ってください。
- ③ 施設の維持管理費及び修繕料は利用者負担とします。

- ④ 火災保険料は利用者負担とします。
- ⑤ 現状有姿での貸し付けとします。施設の各種整備に要する費用は利用者負担とします。
また、施設の改造等については、市の承諾を得て、利用者の責任において行い、これにかかる費用については利用者負担とします。
- ⑥ 貸付期間を満了した場合や施設の使用を中止する場合、市が公用又は公共用に使用する場合や売払いが決定した場合には、速やかに原状復旧し返還してください。
- ⑦ 第三者に対する利用の権利の譲渡又は貸付けは禁止します。

(3) 利用者選定後の取り扱い

貸付申請を経て貸付の可否を判断します。貸付者決定後（審査結果通知後）、貸付内定者と市と間で不動産賃貸借契約締結の手続きを行います。

6 事業補助に関する問い合わせ先

廃校舎を利活用して事業を行う場合に利用できる補助についての問い合わせは、下記をお願いします。

宮古市	産業振興部	産業支援センター	産業支援係（市役所本庁舎2階）
	電話	0193-68-9092	
	ファックス	0193-63-9120	

7 この募集に関する問い合わせ先

宮古市	総務部	契約管財課	管財係（市役所本庁舎3階）
	電話	0193-68-9069	
	ファックス	0193-63-9123	